

環 地 第 2 5 4 号  
平成 1 6 年 1 1 月 1 7 日

都市計画決定権者 静岡県  
上記代表者  
静岡県知事 石川 嘉延 様

静岡県知事 石川 嘉延

都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）に係る  
環境影響評価方法書に関する意見について

平成 16 年 6 月 29 日付け都計第 134 号にて送付のあった「都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）に係る環境影響評価方法書」について、静岡県環境影響評価条例施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べる。

担 当：環境森林部地球環境室 山田  
電 話 054-221-3664  
F A X 054-221-3665

都市計画道路 伊豆縦貫自動車道（下田市）に係る  
環境影響評価方法書に関する知事意見書

平成16年11月

静岡県

はじめに

伊豆縦貫自動車道は、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置付けられた一般国道の自動車専用道路で、事業実施区域には富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域を含んでいる。

今回環境影響評価が行われるのは、伊豆縦貫自動車道の南端に位置する下田市内約6Km、2車線区間で、その大部分が山地で占められ、また、流域河川としては、下田市で最も長い稲生沢川が流れており、下田市民の水道水源として使用されている。

インターチェンジは北から下田北、蓮台寺、敷根及び下田（全て仮称）の4箇所が計画されている。

事業実施区域の下田市は、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れる全国有数の観光地であり、温泉を含めた豊かな自然やすぐれた自然景観を有し、また昔から地元の人に親しまれている有形民俗文化財が多数存在している。

これら豊かな自然環境と伝統文化を含めた生活環境を保全しつつ、道路が出来ることによる利便性を享受できるように、的確な環境影響評価が行われることを期待する。

なお、環境影響評価を行うに当たっては、可能な限り早期に路線やインターチェンジ等の位置を決定し、その地域の状況に応じた適切な調査・予測を行い、影響が及ぶと予測された場合には、複数の軽減措置を検討し、評価することが望まれる。

また、環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

## 環境の保全の見地からの意見

### 1 大気について

- (1) 供用時のインターチェンジと既存道路の接続点における交通渋滞状況を予測し、必要に応じて大気環境について環境影響評価を実施すること。
- (2) 平成14年度から15年度の調査データを使用するのならば、調査実施計画書に調査地点、調査期間等を明記すること。（方法書 P106.P107）
- (3) 気象の現地観測データについて、信頼性を確保するため、石廊崎測候所のデータとの相関関係を示すこと。（方法書 P106）

### 2 騒音について

- (1) 調査期間等は、原則として1年間程度の騒音の現状を把握できる期間とし（方法書 P108～P110）、その調査期間、回数について調査実施計画書に記載すること。
- (2) 供用時における道路交通騒音について、高架構造部、切り土盛り土部、トンネル坑口部及びインターチェンジ部のそれぞれの箇所ごとの環境影響評価を実施すること。

### 3 振動について

調査期間等は、原則として1年間程度の振動の現状を把握できる期間とし（方法書 P111～P113）、その調査期間、回数について調査実施計画書に記載すること。

#### 4 低周波音について

調査期間等は、原則として1年間程度の低周波音の現状を把握できる期間とし(方法書 P114)、その調査期間、回数について調査実施計画書に記載すること。

#### 5 水質について

- (1) トンネル工事その他の工事により、濁水及びアルカリ排水が発生するおそれがあることから、下田市民の水道水源である稲生沢川に及ぼす影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (2) 供用時の路面清掃排水、トンネル清掃排水及び雨水排水について、放流方法も含めて公共用水域に及ぼす影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

#### 6 地下水の変化について

調査期間等は、少なくとも1年間にわたる地下水の状況を把握し得る期間とし(方法書 P115)、その調査期間、回数について調査実施計画書に記載すること。

#### 7 河川の変化について

- (1) トンネル工事による地下水への影響で、その水量が変化することが予想される沢の有無を調査し、影響を受ける沢にあつては、そこに生息する両生類、は虫類を含めた動物及び成育する植物について、環境影響評価を実施すること。
- (2) 工事の実施時の地形改変や供用後の道路排水の放流が、稲生沢川をはじめとする公共用水域の流量に及ぼす影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

#### 8 植物・動物・生態系について

- (1) 動植物の調査地域は、事業実施区域及びその周辺の区域に限らず、事業を実施することにより影響が及ぶ恐れのある範囲とすること。
- (2) 動物関係の文献調査で哺乳類、昆虫類及び魚類が少ないので、参考となる文献を調査し、調査実施計画書に反映させること。
- (3) 建設機械の稼働時及び供用後の道路照明及び走行車両の照明が、動植物へ及ぼす影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (4) 建設機械の稼働時及び供用後の自動車の走行に伴う排気ガスによる動植物への影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (5) 建設機械の稼働時及び供用後の自動車の走行に伴う騒音による動物への影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (6) 事業実施区域及びその周辺に生息、営巣が確認された猛禽類については、工事の実施、道路の存在、自動車の走行が採餌環境及び繁殖環境等に及ぼす影響を調査し、環境影響評価を実施すること。
- (7) 自動車の走行による動物の轢死について、その対策を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (8) 植物関係の文献調査でシダ類が少ないので、参考となる文献を調査し、調査実施計画書に反映させること。
- (9) 事業実施区域及びその周縁部には、保護すべき巨樹、樹林、いわれ木等が多数生育しているため、事業の実施がこれらに及ぼす影響を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

- (10) 事業実施区域及びその周辺には、環境省及び県版レッドデータブックで絶滅が危惧される度合いの高い植物が生育している。これらは個体で保護するより、群落を形成して一定の面積を確保したうえで保護しないと絶滅の危険性が一層増大するため、その植生を調査し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

## 9 景観について

景観資源や主要な眺望景観は、観光としての付加価値であることを踏まえ、蓮台寺駅周辺や下田市街地付近の高架構造部分について適切な予測地点を設定し、環境影響評価を実施すること。

## 10 文化財について

有形民俗文化財について、その種類、位置を調査し、できる限り保存・活用するよう配慮し、その結果を準備書に記載すること。

なお、移設しなければならない場合には、地元の意向を確認すること。

## 11 廃棄物について

(1) トンネル工事その他の工事により発生が予想される残土、汚泥の処理について検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

(2) トンネルに自動車排ガス除去装置を設置する場合は、その集塵カスの処分方法を準備書に記載すること。

## 12 その他

(1) 事業が予定されている地域の良好な環境に配慮し、環境影響評価における環境保全目標を環境基準や規制基準の確保は勿論のこと、現況調査結果から勘案して、より厳しい目標を設定するように努めること。

(2) 伊豆の温泉は、山地に降った雨水がそのまま地下水となり、地下の浅いところで温められて泉源となっていることが多いため、トンネル掘削時の湧水は、出来る限り本来の水路を通るように対策を検討し、その結果を準備書に記載すること。

(3) 道路ができることによる環境等に与えるメリットを準備書に記載すること。

(4) 道路ができることによる交通の流れや交通量の変化を準備書に記載すること。

(5) 地震災害に耐えられる道路構造であることを準備書に記載すること。

(6) 供用時の交通事故による車両火災の消火剤や、車両に積載された油、化学物質の漏出が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を検討し、その結果を準備書に記載すること。

以上